

協定書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2018年度（平成30年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 雇用基盤と港湾労働の安定について

- (1) 認可料金制度の復活は、労使の政策課題として位置づけ、共同で関係行政はじめ関係先に要請するなど、その目的達成に向け具体的に取組むこととする。
- (2) 港湾労働秩序の維持、港湾労働者の福利厚生の充実のために、港湾労働法の全港・全職種適用について合意する。
このため、法改正も視野に入れた全港・全職種適用への課題の整理、課題克服の要件と解決策などを港労法問題労使検討委員会において検討する。
- (3) 「港湾倉庫」・「特定港湾倉庫」について
 - ①港頭地区における物流施設は、港運事業者の業域であり、かつ港湾労働者の職域である。雇用の場の拡大の立場から、これらの物流施設が港湾倉庫或いは特定港湾倉庫とされることが望ましい。このため事前協議制度の運用や、雇用秩序維持の労使パトロールを通じて、港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定の拡大に取り組むこととする。
又、マルチテナント方式施設の港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定の実態について、その実情調査を行う。
 - ②一方、2020年度から新たに施行される予定の「港湾雇用安定等計画」の策定に際し、港湾倉庫・特定港湾倉庫指定のあり方、港湾労働法の全港・全職種適用問題、或いは、港湾労働法と港湾運送事業法の整合などについて労使が一致して問題提起していくよう、検討する。
- (4) いわゆる「原則、日雇不使用」協定の実効性を高めるため、港湾労働者派遣制度の活用を目的とする具体的方策の検討機関として専門委員会を設け協議する。

2. 船社のアライアンス再編等による雇用と就労への影響に対する措置について

- (1) 船社アライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について、2017年3月1日付議事録確認に基づき、中央・地区事前協議制度の運用強化を図り、雇用と職域の確保に努める。
- (2) 又、オーシャンネットワークエクスプレス関係のアライアンス開始に伴い、中央事前協議会は雇用不安の有無等について小委員会で検証を行い、その結果について必要に応じ反映し得る措置を講ずることとする。

3. 春闘協定等の産別労使合意にもとづく継続課題の促進について

- (1) インランドデポなどドライポートの港運事業への影響については、地区雇用対策委員会において調査し、労使政策委員会がその調査結果を精査した上で、必要に応じ港運労使の政策提言として取り組む。

- (2) 改正 SOLAS 条約に対応する港湾施設(看護場の設置)整備、並びに、渋滞解消のためのインフラ整備に向けた労使の政策提言については、労使政策委員会で引き続き協議する。
- (3) 関連専業の労働環境整備については、日港協整備部会と関係労働組合との間に専門委員会を設けて、精力的な協議を行い、出来る限り早期に方向付けを行う。
- (4) 四国地区的労使協議体制については、地区事情に対応した体制の確立を早急に行う。
又、三島川之江港の指定港化について、引き続き中央・地区一体となって関係先に働きかける。
- (5) 定年年齢は社会的情勢に照らし、2025 年度までに 65 歳とする。
但し、その実施時期や具体的方法等詳細については、各企業労使の協議とする。
- (6) 四検査機関に係る夫々の指定事業体に関する共通課題について、検数・検定小委員会での協議を促進する。
- (7) 安全対策について
①労働災害補償制度の標準について確立すべく中央安全専門委員会で協議を行い、出来る限り早期に結論を得るよう努力する。
②熱中症、落雷、海コン等に係る安全問題については引き続き中央安全専門委員会で協議する。

以上

2018年（平成30年）4月5日

